

プロイセン植民法（一八八六年）の制定過程

割 田 聖 史

はじめに

本稿は、一八八六年に制定された「ヴェストプロイセン州とポーゼン州へのドイツ人入植の促進に関する法律」(Gesetz, betreffend die Beförderung deutscher Ansiedlungen in den Provinzen Westpreußen und Posen) (以下、プロイセン植民法、植民法と略)の成立過程に関するプロイセン下院における議論の過程を分析する。

プロイセン植民法は、ポーゼン州とヴェストプロイセン州の二州において、政府が一億マルクを支出してポーランド人大土地所有者の所有地を購入し、ドイツ人農民を植民させることで、二州における「ドイツ的要素」の強化を意図したものである。このような法律であるため、反ポーランド的なプロイセン＝ドイツの「ポーランド政策」の一環として理解される。同時に、ドイツ人植民のための制度として「地代農地」制度について初めて触れたことから農業政策の観点からも重視される^①。プロイセン議会における植民法成立過程における議論を扱ったものとしては、自由主義者たちの議論を扱った大内宏一の論考がある^②。

他の研究でもプロイセン議会における議論について触れているものもあるが、その討論全体については必ずしも詳らかにはなっていない。

そこで本稿は、プロイセン下院における植民法の成立過程を検討することで、反ポーランド的意図、地代農地制度がどの時点で法案に組み込まれたのか、自由主義者だけでなく、他の諸政党・党派がどのような見解を示したかを明らかにする。

植民法は、全一二条で一八八六年四月二六日に布告された^③。条文は以下のとおりである。

ヴェストプロイセン州とポーゼン州へのドイツ人入植の促進に関する法律

第一条 国家政府は、ポーランド化の試みに対して、ヴェストプロイセン州とポーゼン州へのドイツ人農民や労働者の入植によるドイツ的要素の強化のために、以下の用途に一億マルクの基金を使用できる。

一) 土地の購入

二) 中小の規模の新たな農地もしくは農村ゲマインデの以下から生じる費用

a) 最初の設備

b) ゲマインデ・教会・学校関係の最初の取り決め (Regelung)

が必要とする限り、購入された土地 (一) もしくは国家に属す別の土地に設置される。

二で必要な費用の支払いのために十分な費用が残される範囲で、土地の購入は行われる。

第二条 個々の農地 (第一条) の移譲の際には、国家の適切な補償が予定される。

移譲は、資本や地代に対しては所有となり、もしくは、定期小作 (Zeipacht) で行われる。

第三条 農地の移譲 (第二条) が定額の金地代 (地代農場 Renten-gut) の買い取りに対してなされた場合、後者の償却は双方の合意による。

償却額と解約予告期間は契約による。しかし、償却が地代権利者 (Rentenberechtigte) の提案でなされた場合、地代権利者は、地代の二五倍以上の償却金を要求してはならない。

土地台帳への地代の記載には、償却可能性の除外についての取り決め、および、償却額と解約予告期間の確定について土地台帳

に記載されなければならない。これがなされない場合、第三者が、土地にかかる地代に対して、義務を負うものによって六か月の解約通告ののち二〇倍の額で償却されるものとする。

第四条 作物での定額の譲渡は定額の地代と同様なものとみなす。それは、一八五〇年三月二日の償却法の第二〇条から第二五条の適用の下、年間で産出された市場価格により換算される。

第五条 地代に対する地代農地の所有者への農地の売却の際、契約に基づいて、土地の分割やその一部の譲渡 (Abveräußerung) の許可が地代権利者の同意を必要とする事例において、分割や譲渡が共同体の利益に望ましい場合、同意が拒否された時には、紛争処理当局 (Auseinandersetzungsbehörde) の司法的な決定により補足される。

第六条 地代農場の取得者が既存もしくはそこに作られる建築物の建築状況の維持、その地の一定の農業的動産の保持、もしくは、他の手段によって、移譲された農地の経済的自立性を継続的に確保するという義務を契約で負う場合、義務を負うものは、紛争処理当局の司法的な決定により、主たる共同体的利益が農地の経済的自立性の維持に反している場合、義務から解放される。

第七条 第五条における地代権利者の同意が補足される場合、もしくは、第六条における義務の解放が約束された場合、地代権利者は、契約で特別なことが決められていない場合、二五倍の額の全地代の償却を要求できる。

第八条 国家が補償（第二条）とする額、および、再譲渡される土地および中間利用から得られる収入は、毎年国家予算に組み込まれ、―御料地や森の条からのものではない限り―一九〇七年三月三日まで、第一条に記された基金に組み込まれる。

この時点から、この収入は、国家の一般収入になる。

第九条 第一条における使用目的のための資金の準備のために債券が発行される。

いつ、どの官庁、どのような額、どのような利子、解約の条件、債券の相場（Kurs）で支出されるかについては、財務大臣が決定する。

また、借入の管理と返済（Tilgung）および利子の事項に関して、一八六九年十二月一九日の法律の規定（GG, S.1197.）が適用される。

第一〇条 この法の第一条と第二条から生じる紛争とならない裁判の記録（土地台帳裁判も含む）、および、紛争処理当局での訴訟は、印紙および費用はかからない。

第一条 この法の執行、特に、購入と売却、入植もしくはその準備、購入された土地の管理について、国会に説明がなされる。

第一条の基金の全収入と支出について、国家予算のための規定に従って、会計報告がなされる。

第十二条 この法の執行は、第九条の規定にしたがって財務大臣によつてなされない限り、国家大臣のもとにある特別な委員会に委

プロイセン植民法（一八八六年）の制定過程

託される。

委員会の構成、所在地、業務範囲、権限についてのさらなる規定は、国王の規定によつてなされる。

人的・物的な行政課題は第一条の基金から支出される。これは、国王の規定による制度に従って、一八八七年四月一日のから国家予算に組み込まれる。

ベルリン 一八八六年四月二六日

このように植民法は、第一条がその理念・目的が示され、第二条から第七条はドイツ人植民者の土地入手方法、特に地代農地制度について触れられている。第八条から第十一条は基金の扱い、会計についての概要である。第十二条は、この法律の執行を行う主体である委員会（植民委員会）について規定している。

一、外国籍ポーランド人「追放」とドイツ帝国議会

植民法制定の前提として、ドイツ帝国・プロイセン王国における一連の「ポーランド政策」とそれに対するポーランド人の反応がある。「文化闘争」は、ドイツのカトリックに対しては一八七〇年末には終息したが、プロイセン領ポーランドでは一八八〇年代にも実質的に継続していた。また、一八七六年の「公用語法」では、ドイツ語が公用語と定められ、官公庁でのポーランド語使用が排除された。このように、ドイツ帝国建国以来ビスマルク政府は、ポーランド人に対しての抑圧措置をとつ

てきた。しかし、世論では、ポーランド人の伸長によるプロイセン東部諸州の「ポーランド化」が訴えられ、「ポーランドの独立」の危険性が警戒された。⁽⁴⁾

植民法制定の直接的な契機になったのは、外国籍ポーランド人追放問題であった。一八八〇年代には、ロシア領およびオーストリア領ポーランドから外国ポーランド人の流入が激化した。東部諸州の「ポーランド化」を懸念する政府は、およそ三二〇〇〇人と推測される外国籍ポーランド人を国境外へ追放した。⁽⁵⁾

このプロイセンの措置は、ドイツ帝国議会において自由主義左派やポーランド議員団などによって問題となった。一八八五年一月二六日付で、ヤジジェフスキ (Jazdzewski) を筆頭にしたポーランド議員団一六人が、中央党・自由思想家党、社会民主党の支持を得て、「質問 (Interpellation)」を提出した。⁽⁶⁾

質問

最近の数か月、他国の市民が、特に、プロイセン国家の東部諸州から追放され、それにより近い将来も脅かされている。

われわれは帝国政府に以下を問う。この事実とその理由について知っているのかどうか。さらに行われる恐れのある措置に対して、すでに手段をとっているのか、取る意思があるのか。

この「質問」は、一二月一日の第八回本会議で審議された。⁽⁷⁾ この「質問」に対して、帝国宰相ビスマルクが、ドイツ皇帝・プロイセン国王ヴィルヘルム一世の十一月三〇日付の教書を読み上げた。この中で、

ヴィルヘルムは、「ラント高権に関して、プロイセン王国における朕の権利とそれぞれの諸邦における君主の権利を守る義務」があるとし、諸邦の政府の権利は、連邦条約に従って代表され、保護される」とした。

これを受け、ビスマルクは、「陛下の諸国家、特に境界諸州において、外国的要素によって、特に、数十年來のドイツ民族 (Volkstamm) のポーランド化の展開によって、その存在と発展が阻害されているドイツ・ナショナリティを保護する」という国王の権利があるとし、この「質問」に賛同したポーランド議員団、社会民主党、自由思想家党、中央党を批判した。そして、連邦条約に違反しないためとして、この「質問」への返答を拒否したのである。

これに対して、中央党のヴィントホルスト (Windthorst) が議事規定に関して異議を申し立て、「質問」について再度提案することとなった。その後、ヴィントホルストの提案をはじめ、いくつかの提案がなされた。⁽⁸⁾

この審議は、一八八六年一月一五日・一六日の第二五回・第二六回本会議で行われた。⁽⁹⁾ 議論ののち、ヴィントホルストの提案が承認された。⁽¹⁰⁾ その提案は、

帝国議會は、以下を決議する。

プロイセン王国政府によるロシアとオーストリアの臣民の追放は、その規模と方法において、公正とは認められず、帝国に属するものの利益と一致しない、ということを確認する。

というものであり、自由主義左派、中央党、ポーランド議員団などの主

張に沿ったものであった。そのため、政府、保守派、国民自由党には大きな不満を引き起こすこととなる。

二、プロイセン下院の「ポーランド討論」

一八八六年のプロイセン下院は一八八六年一月一日に開会した。まず、一八八六年のプロイセン下院の概要について触れておく。

一八八六年のプロイセン議會は、第一六議員任期（一八八六年―一八八八年）の第一会期に当たる。第一六議會任期の議員の定足数は四三三人であった。¹¹一八八五年の選挙の際の党派別の内訳は、ドイツ保守党（K）（以下、他の政党も同様に略して示す）一三三人、自由保守党（FK）六七人、国民自由党（NL）七一人、左派自由主義（進歩党、自由思想家党）四四人、中央党（Z）・ヴェルフ党一〇一人、ポーランド議員団（P）一五人、その他（デンマーク党）二人であった。¹²

プロイセン国会の開会演説において、国王ヴィルヘルムは、ドイツ帝國議會への不満を示しつつ、

いくつかの東部諸州におけるポーランド的要素によるドイツ的要素の押し戻し（Zurückdrängen）は、ドイツ人住民の存在と發展を保全するための措置を行う義務を政府に課している。この目的のために現在作成中の法案が、諸君に示されるであろう。

と東部諸州の問題について触れた。¹³ここで予告されている法案は、①植民法、②種痘医法、③補習学校助成法、④欠席児童処罰法、⑤公立民衆学校教師任用法として成立することとなる。¹⁴

プロイセン植民法（一八八六年）の制定過程

帝國議會の一月一六日の決議を受けて、一八八六年一月二三日付で、自由保守党のアッヘンバッハ（Achenbach）をはじめ、国民自由党、自由保守党、保守党の約二五〇人連名で提出された決議案（以下、アッヘンバッハ決議案）¹⁵が提出された。その内容は以下の通りである。

下院は以下を決議する。

王国政府の権利と義務という認識の下、東部諸州におけるドイツ・ナショナルな利害の保護のために以下を強く表明する。

一、国王陛下の演説において、東部諸州において、ドイツ系住民とドイツ文化の存在と張つての保全のための積極的な措置が予定されていることに満足していること。

二、特に学校制度や全般的行政の領域において、この措置の実行のために、および、これらの諸州におけるドイツ人農場主や農民の定住に必要な費用を保障することを宣言すること。

この決議案は、政府による「法案そのものが提出される以前にそれらの法案に基本的に同意することを予め表明しようとした」ものである。¹⁶

アッヘンバッハ決議案に対して、ヴィントホルストを中心とした中央党、シューマン（Szuman）を中心としたポーランド議員団がそれぞれ一月二六日付で対抗的な提案を行った。¹⁷また、総会での議論が始まった後の一月二九日にバーゼラー（Baseler）ら自由主義左派（進歩党、自由思想家党）の議員も提案を行った。¹⁸

アッヘンバッハ決議案をめぐる議論は、一月二八日の第八回会合から一月三〇日の第一〇回会合まで三日間続き、「ポーランド討論」と呼ば

れた。⁽²⁰⁾最終的に、点呼投票において、アッヘンバッハ決議案が大多数によって承認された。⁽²¹⁾

この議論で注目されるのは、国民自由党のエネクツェールス (Ludwig Emmeerus) の演説である。⁽²²⁾エネクツェールスは、「私は、ドイツ国民が国民的な問題においてさえ、現在の帝国議会多数派の側が仕掛けている継続的な抵抗や闘争を打ち破ることを期待している」とその立場を示す。そして、人口移動の問題を挙げる。東部諸州からのドイツ西部への移動 (一八七一年から一八八〇年まで一八万二〇〇〇人としている)、アメリカへの移民 (同時期に一五万一〇〇〇人) が起こっており、その埋め合わせに、ロシアやオーストリアからポーランド人がプロイセンへ流入していることを挙げ、「この事実のため、われわれは、東部諸州へのポーランド的要素の氾濫に対する堤防を築かなければならない」。

そのための前例として、一八三〇年代のポージェン州長官フロットヴェールの一八三三年の措置を挙げている。フロットヴェールは、三〇以上の大土地所有をドイツ人の手に移したが、大きな成功を収めることはできなかった。

他方で、現在流入してきている外国籍ポーランド人は、「あまりにも安い賃金」で雇用されるため、ドイツ人労働者だけでなく、ポーランド人労働者をも圧迫する。

そこで、ドイツ人農民を植民させる必要がある。そして、そのためには、「必要な資金」「地代の支払いを通じた土地の所有」が必要である。特に、「次第に達成される、安定した地代」に対して土地所有の移転が

重要であるとした。

最後に、ここで問題となっているのは「国家の自己防衛の措置」であり、決議案への支持は、「ポーランド問題へのビスマルク公のナショナルな政策への明確で目的意識的な信任投票である」と訴えた。

エネクツェールスは、東部諸州へのドイツ人農民の移民を奨励している。その手段として、安定した土地所有を保障し、自立した農民層を作り出すという構想を示している。さらに、農民に土地所有を可能にするために、「地代」を長期払い可能にすることによる土地所有権の農民への移転を提案している。自立した農民層の形成、土地所有権を資本主義的諸関係に組み込むという点で、この構想は自由主義的といえるものである。

三、プロイセン植民法全体をめぐる議論

三ー一 政府法案

一八八六年二月九日付で、副首相ブットカマーの名で、プロイセン植民法の政府法案が提出された。⁽²³⁾政府法案は全七条からなる。(傍線は割田による。)

ヴェストプロイセン州とポージェン州へのドイツ人入植の促進に関する法律

第一条 国家政府は、ポーランド化の試みに対して、ヴェストプロイセン州とポージェン州へのドイツ人農民や労働者の入植によるポーランド化の努力への対抗のために、以下の用途に一億マルク

の基金を使用できる。

一) 土地の購入

二) 中小の規模の新たな農地もしくは農村ゲマインデの以下から生じる費用

a) 最初の設備

b) ゲマインデ・教会・学校関係の最初の取り決め

が必要とする限り、購入された土地(一)もしくは国家に属す別の土地に設置される。

二で必要な費用の支払いのために十分な費用が残される範囲で、土地の購入は行われる。

第二条 個々の農地(第一条)の移譲の際には、国家の適切な補償が予定される。

移譲は、定期小作もしくは所有でなされる。

第三条 国家が補償(第二条)とする額は、第一条に記された基金に組み込む。

第四条 第一条における使用目的のための資金の準備のために債券が発行される。

いつ、どの官庁、どのような額、どのような利子、解約の条件、債券の相場で支出されるかについては、財務大臣が決定する。

また、借入の管理と返済および利子の事項に関して、一八六九年二月一九日の法律の規定(GS.S.1197.)が適用される。

プロイセン植民法(一八八六年)の制定過程

第五条 この法の第一条と第二条から生じる紛争とならない裁判の

記録(土地台帳裁判も含む)は、印紙および費用はかからない。

第六条 この法の第一条から第四条までの執行について、国会に毎年会計報告がなさ得る。

第七条 この法の執行は、第四条の規定にしたがって財務大臣によつてなされない限り、国家大臣のもとにある特別な委員会に委託される。

委員会の構成(両院から二人ずつ属す)、所在地、業務範囲、権限についてのさらなる規定は、国王の規定による。

前述した成立した植民法と比較した場合、第一条はほぼ同じであるが、「ポーランド化の努力への対抗」と明言されており、その意図がより明確であった。第三条から第七条は、それぞれ植民法の第八条から一二条に当たるものである。第二条はこの時点で大きく異なっており、具体的な構想は示されていない。

法案の提案主旨には、「周知のこと(notorisch)であるが、東部の個々の地域において、ますます既存のドイツ的要素が抑圧され、ポーランド・ナショナリティが拡大しようとしている」。そのため、ドイツ住民の利害を守ることが重要となることが示される。そこで、この法案の目的は、ドイツ東部諸州へのドイツ人農民と労働者の植民を通じたドイツ的要素の強化である。ポーランド人の手にある大土地所有を獲得し、ドイツ出自のものへ分割・譲渡することによって、ポーランド化に対抗

するという思想は新しいものではなく、一八三〇年代にすでに実施されたことがある。しかし、当時は使用できる資金があまりに少なかったため十分な成果を残すことがなかった。そこで、国家政府が現在の課題を解決しようとするために行う措置は、一、中小規模の農業用地（農場、労働地）の設立のために、既存の国有の御料地や森林の適切な利用、二、先に示した農業用地設立のために適した土地の購入への国家資金の供与、三、新しい農地やゲマインデ全体のゲマインデ²³、教会²⁴、学校関係の最初の設立や規定のための国家資金の供与、とした。

政府法案とその提出理由は、プロイセン政府が土地購入の資金を支出し、この資金でポーランド人大土地所有者から土地を買い取り、その土地をドイツ人農民に分割して譲渡するということが示されている。この意図は第一条に表れているが、ドイツ人農民の土地取得の方法について示した第二条は、政府法案では曖昧なままであるといえるだろう。

三二 農林大臣ルツイウスの説明

植民法案全体をめぐる議論は、二月二二日の第二五回会合から二月二三日の第二六回会合で行われた。

まず、法案反対のヴィエジビンスキ (Wierzbinski) の演説が行われ、次に農林大臣のルツイウスが法案についての説明を行った。ここでは、ルツイウスの説明を確認する²⁵。

ルツイウスは、この法案の性格を「攻撃的ではなく、防御的である」とする。ポーランド・ナショナルリティは、プロイセンの支配のもとにあ

ることを認めず、「ポーランド国家の独立を目指して」おり、この法案はその対抗措置であるためである。

ルツイウスは、論点として第一に、大土地所有の分割の重要性を挙げた。「この法案は、東部におけるドイツ・ナショナルな要素をまず強化するために、土地購入を行うことを目的としている」。土地購入は、大所有形成や国王の所領の拡大のためではなく、「生活能力のある農民層とその地で定住する労働住民を確立するため」であり、土地の分割が意図されている。大土地所有の分割は従来は「全体として健全」であるが、「ラティフンディアは限定的にのみ存在」している。一八八三年の数字で、一〇〇ヘクタール以上の大土地所有は、ボンメルン五七・四%、ポーゼン五五・三%、ヴェストプロイセン四七・一%、オストプロイセン二七・〇%、シュレジエン三四・五%、ザクセン州二七・〇%、シュレスヴィヒ一六%、ハノーファー、ヴェストファーレン、ヘッセン、ナッサウ、ライン、ホーエンツォレルンの各州・地域では二〇六%であることから、ポーゼン、ヴェストプロイセンの大土地所有を問題視する。

そこで、第二の論点として、ヴェストプロイセン州とポーゼン州への入植が必要性を挙げる。ただし、「毎年海を越える数十万人の移民」がプロイセン東部に来るためには、土地の所有の可能性を広げる必要がある。そこで、「まず、年賦 (Annuitäten)、または、地代 (Rente) に対する譲渡、つまり、次第に所有が獲得される方式」が重要であるとする。

国家政府が意図している土地購入は、「ポーランド人の大土地所有」

であり、「純粹にドイツもしくは圧倒的にドイツ的な郡ではなく、混住している郡、圧倒的にポーランド人と大土地所有が支配している地域」の土地を想定しているとした。

第三に、国家予算から支出する一億マルクという金額についてである。ルツィウスは、「土地の価値は、かなり固定的であり、正確に予測できる」とし、一億マルクという額で、九〇万ヘクタールの土地を獲得でき、数年間でこの課題を達成できるとした。

第四に、将来的な運用ははるかに困難であるため、国家政府による組織によって保管されなければならない、その組織は、第七条で規定された委員会である、とした。

「この課題は、数年で解決できるものではなく、一世代を超える困難な事業である。国家政府が大幅な活動の余地をこの課題の実行のために得て、国会だけでなく、知的な愛国主義的諸力全体が国 (Land) で見出すことができて初めて、国民的および農政 (農業政策) 的利害において適切に解決されるだろう」と法案の重要性を訴え、説明を終えた。

三三 議論の展開

第一読会では、政府法案に対して、全般的な意見を述べる場であった。演説者リストには、法案反対二〇人、法案賛成一九人の合計三九人が登録された。⁽²⁶⁾ 党派別の内訳で見れば、法案反対には、ポーランド議員団八人、中央党六人、自由思想家党三人、保

守党二人、デンマーク党一人、法案支持は、国民自由党八人、保守党六人、自由保守党五人であった。討論は、演説者リストの演説者全てが終わる前に、討論終了の動議が承認されたため、⁽²⁷⁾ 演説を行ったのは四人であった (表1)。

表1 第一読会の演説者・発言者

	演説・発言者名	法案への態度	政党・党派
1日目 (1886年2月22日)			
1	ヴィエジビンスキ (Wladislaus von Wierzbinski)	反対	P
	農林相ルツィウス	支持	
2	ベンダ (Robert v. Benda)	支持	NL
3	フエネ (Karl Freiherr v. Huene)	反対	Z
4	ホルツ (Wilhelm v. Holtz)	支持	K
5	オストロヴィッチ (Leonhard Jan Ostrowicz)	反対	P
6	トレスコウ (Otto Heinrich Karl v. Treskow)	支持	K
7	ショルレマー＝アルスト男爵 (Burghard Franz Ludiwig Johann Maria Dr. Freiherr v. Schorlemer=Alst)	反対	Z
	農林相ルツィウス		
2日目 (1886年2月23日)			
8	ヴェーア (Hugo Conrad Ludwig Wehr(Deutsch=Crone))	支持	FK
9	スタブレフスキ (Florian v. Stablewski)	反対	P
10	ラウフハウプト (Wilhelm Anton Justin v. Rauchhaupt)	支持	K
11	ヴァイントホルスト (Ludwig Windthorst)	反対	Z
12	ケンネマン (Hermann Kennemann)	支持	FK
13	ヘーネル (Albert Hänel)	反対	DFsP
	農林相ルツィウス		
14	ホープレヒト (Arthur Hobrecht)	支持	NL

* 番号は演説順。ルツィウスは政府の立場から説明的な発言

演説は、法案反対・法案賛成の演説を交互に行う形式である。以下では、法案反対、法案賛成の演説の内容をそれぞれ確認していく。

それぞれの演説は、様々な文書資料や数字を自身の論拠としており、それぞれ興味深い事例を提供しているが、法案反対の演説の主要な論点は、①ポーランド人への抑圧への反対、②権利国家・公正さ・人間性の擁護、政策・資金の妥当性、であったといえる。そこで、法案反対のこの三つの論点から演説を見ていく。

①ポーランド人への抑圧

まず挙げられるのが、この法案が「ポーランド人に対する抑圧」であることとらえることで、法案に反対する立場である。この立場は、ポーランド議員団に属するポーランド人の立場であり、「抑圧される側」としての認識を論拠としていることとなる。

ヴィエジンスキは、この法案は、想定される違反に対して「死刑」を宣告しているようなものであり、ポーランド人の存在、ポーランド人であること自体が「罪」としているようなものである。「経済的状況の法案では、経済的な福利が考慮されなければならない。しかし、この法案は何に従っているか。この法案の主要動機は、他のナショナルティ、他のナショナルティの一つに属する国家臣民に対する激しい憎悪である」⁽²⁸⁾。

また、オストロヴィチは、政府にとって「われわれの唯一の罪 (Verbrechen)」、「主要な罪」は、われわれがポーランド人であり、カトリックであることである。「諸君は、われわれの祖国を奪った。諸君は、われわれの自由を奪った。それどころか、われわれの名も根絶やしにした。

諸君はわれわれを乞食にし、われわれの名をできるだけ早く消滅させたのだ」⁽²⁹⁾、と政府の悪意を強調した。スタブレフスキは、この法は、ポーランド系住民の「心全体を憤激で満たす」ことになり、「ナショナルティの権利を全ネイションの完全な意識や感情」にすると、ポーランド・ネイションの結集の可能性を示している⁽³⁰⁾。

②権利国家、公正さ、人間性の擁護

この立場は、ポーランド人に対する抑圧に反対するドイツ議員の立場であり、中央党議員の演説に多く見られた。これは、カトリック抑圧反対への主張と繋がるものである。

フエネは、「ポーランド人の立場ではなく、権利・公正さの観点、そしてそれに伴う祖国プロイセンの実際の利益の観点から」法案に反対した⁽³¹⁾。同様に、シオルレマー＝アルストは、「権利はライヒの基礎である、という立場から」法案に反対し、権利の侵害に反対した。さらに歴史を振り返り、一八四八年革命時のポーゼン州に関しては、「ポーランド人よりもプロイセン政府の責任が大きい」とし、「何も罪を犯していないランドの子ら」は「明確に国制的に保証されているその言語と宗教をあらゆる法的手段で守ろうとしているだけであり、彼らに対する措置はあまりにも厳しいように思われる」と述べた。そして、「諸君は、ポーランド・ナショナルティ、ポーランド主義を抑圧するよりも、称揚すべき」なのであり、プロイセンの分裂をもたらしうる「この法の全般的状況を考慮して、わが祖国、わが君主の大きな危機をこの法案に見出すのである」とプロイセンの「分裂」を危惧するとした⁽³²⁾。

③政策・資金の妥当性

この立場は、政府が一億マルクの資金を土地購入に支出すること、政策そのものに問題があるとする。

ヴィントホルストは「われわれは、同じ資格と同じ義務を持ったドイツ人として、プロイセン国家に属するものとして議席にいる」とプロイセン国民であることを強調する。そして、政府がこの法案で支出を示している一億マルクは、権利を侵害するものとして、「腐敗基金 (Korruptionsfond)」であると批判した。さらに、政府にとって、二州への植民ではなく、むしろ「プロテスタント化」が重要なのだ、と指摘した。そして、この目的のために資金を支出するならば、必要な限り毎年繰り返すこととなり、この資金を使うのが官僚である、と資金の増加とその使用法について疑義を呈した。「国家内に国家を、通常の政府の中に政府を作る分離基金」は、「憲法的に許容できず、非合理的であり、非難されるものである」と訴えた。⁽³³⁾

ヘーネルは、この法案を「非常に政治的に尖鋭に過ぎ、内戦まで引き起こすような法案」とし、「一億を承認したとしても、一〇年も続かない」政策であり、対立を緩和するのではなく激化することにつながり、「ドイツ人に最終的な勝利ではなく、敗北をもたらすであろう」と述べた。⁽³⁴⁾

次に、法案支持派の論点を見ていく。法案支持派の論点は、①ドイツ性強化の必要性、②地代農地、③資金、④植民委員会の四つである。

プロイセン植民法（一八八六年）の制定過程

①ドイツ性の強化の必要性

プロイセン東部におけるドイツ性の強化は、法案賛成の演説者全体に共通であったが、まずケンネマンをとりあげる。ケンネマンは、ドイツ人とポーランド人の関係について、かつては許容できるものであったが、一八三〇年代に「司教が混合婚のための闘争を始めたときに、この平和的な併存生活終わった」とし、一八四六年、一八四八年の蜂起などをとりあげ、カトリック教会とポーランド人が結び付き、ドイツ人と対立していることを強調した。⁽³⁵⁾

ホープレヒトは、フランスとドイツの間のスイス、ジューベンピュルゲンのザクセン人などを、公共生活のすべての分野でそのナショナルイティが自由に発展している事例として挙げる。この理由は、「彼らは国家全体から彼らのゲマインデを分離するという意思を持っていないためである」。他方で、ポーランド・ネイションは、独立したポーランド国家を目指している。そして、「ドイツ語やドイツ文化が東部諸州で拡大しているというのは真実ではない」のであり、三〇年以上進展がないだけでなく、言語境界が西側へ押し込まれている、と主張した。⁽³⁶⁾

また、トレスコウは、「私はポーゼン州の状況、土地、人々、諸関係を正確に知っている」という立場から、「ポーゼン州において、ポーランド的要素は、ドイツ的要素を押しつけている」と述べた。さらに、「ポーランドのカトリック教会ではドイツ人のための司牧が欠けている」とカトリック教会を批判した。⁽³⁷⁾

②地代農地

ホルツは、この法案の主要課題は、「土地問題の領域で社会問題の解決を図る」ことであるとする。ドイツ人農民は小作ではなく、「小さな土地でも所有することを望む」。しかし、土地を購入できる資金を持ったドイツ人農民は、「故郷にとどまるか、海を越えていくのであり、ポーランドにはこない」。そのため、永小作とは別の、土地の移譲に新しい形態をこの法案に加える必要があるとした。⁽³⁸⁾

ベンダも植民者の経済的な安全を保障するために、「地代農地」の問題が重要とした。⁽³⁹⁾

③資金について

ヴェーアは、この法案は国民的な「緊急事態問題」であるとした。そして、一ヘクタール当たりの土地価格を五六〇マルクとしているのは正しくなく、一二〇〇マルクと見積もるべきであり、一〇万ヘクタールでは一億二五〇〇万マルクとなるため、資金の少なさを指摘した。⁽⁴⁰⁾

④植民委員会

ラウフハウプトも、この法案は、国家の極めて重要な経済的・政治的利害に関するものであるととらえる。ドイツ人を入植させ、ドイツ人農村を作るという政策は正しいと、①の論点に完全に賛同している。その実施を担う第七条の委員会（植民委員会）については、「他の国家官庁との相互の権限に問題がある」が、執行権を与えることで、「言葉の真の意味において執行委員会となるだろう」とした。⁽⁴¹⁾

演説終了後、二一人からなる委員会へ法案が委託されることが承認さ

れた。⁽⁴²⁾ 保守党、自由保守党、国民自由党の支持が当初から予期されていたため、この結果は当然のものであった。このことは、法案の採否をめぐる全体的な議論は実質的に集結し、法案支持の主張が通ったことを意味しており、この時点で法案成立の方向性が定まったといえる。ただし、この時点では、ドイツ人入植者に対する土地の取得方法が法的には具体的に示されていない。

四 植民法の制定

四―一 第二委員会報告書

第一二委員会の報告書は、三月二五日付で提出された。⁽⁴³⁾

構成員は二人で、党派別内訳は、国民自由党四人、保守党六人、自由保守党三人、中央党六人、自由思想家党二人であった。⁽⁴⁴⁾

委員会報告はまず、一月一四日以降の経緯を振り返った後に、審議の概要を記している。

審議の冒頭、委員会に、(一)ドイツ的要素の抑圧のもとでポーランド・ナシヨナリティが拡大している、という主張の根拠となる資料を提示すること、(二)一八三〇年代以来なされている農業政策的措置によるゲルマン化の方法・範囲・成果についての報告することの二点が要求された。しかし、この要求は、すでに政府が第一読会の際に見解を述べているとして拒否された。

さらに、反対派は、この法案は、第一条に関する全体的な議論でも示されたように、「人間性と公平性」に反して、一部のプロイセン国家市

民に対する「闘争法・例外法」であり、一八五〇年一月三一の憲法に定められた法の下での平等に反している、という意見を示した。

また、反対派はこの法案に対して、立憲国家では「全く受け入れ難い」ものであり、「もはや絶対的ではない国家支配に対して、政府に委ねられた執行権を完全に逸脱しなければ実行できない」ため、「どのような修正動議も実質的な改善は見込めず、法を受け入れるか、拒否するかのとどちらかしかない」と断じた。

これに対して、法案支持派は、この法案がポーランド人農民に対してのものではなく、あくまでもポーランド人大土地所有に対してのものであることを強調した。地所の譲渡は適切な補償によって行われること、権利を持つ個々人と契約を結ぶ個々人はそれぞれの都合に従って自由に選択することが規定されており、さらに、ポーランド系のプロイセン人を土地の取得から排除することについての明確な規定はないため、憲法上の障害は存在しない、と主張した。この法は、ポーゼン州とヴェストプロイセン州のみを対象としているが、他の州に植民される場合は、ポーランド系プロイセン人にも競争は開かれている、とした。

さらに、一八〇七年に喪失したかつてのポーランド諸州は、一八一五年に、同君連合ではなく、「より物的に (realiter) に」併合された。ポーゼン州の制度や行政に関する一八一五年の「領有宣言」における約束は、プロイセン国家の立憲的変更およびドイツ帝国の設立の結果、実質的に廃止されている。また、ポーランド系プロイセン人の特別な権利は、彼らの臣民の義務と結びついている。このような立場は、国王フ

リードリヒ・ヴィルヘルム四世の治世以来維持されてきた^⑤、とした。

以上のような委員会会合での議論の展開が示されたのち、委員会案が示された。委員会案の第一条と第二条を以下に示す。傍線部は大きな変更があつた箇所である。

委員会案

第一条 国家政府は、ポーランド化の試みに対して、ヴェストプロイセン州とポーゼン州へのドイツ人農民や労働者の入植によるドイツ的要素の強化のために、以下の用途に一億マルクの基金を使用できる。

一) 土地の購入

二) 中小の規模の新たな農地もしくは農村ゲマインデの以下から生じる費用

a) 最初の設備

b) ゲマインデ・教会・学校関係の最初の取り決め
が必要とする限り、購入された土地 (一) もしくは国家に属す別の土地に設置される。

二) で必要な費用の支払いのために十分な費用が残される範囲で、土地の購入は行われる。

第二条 個々の農地 (第一条) の移譲の際には、国家の適切な補償が予定される。

移譲は、資本や地代に対しては所有となり、もしくは、定期小作で行われる。

二a 農地の移譲(第二条)が定額の金地代(地代農場 *Rentengut*)の買い取りに対してなされた場合、後者の償却は双方の合意による。

償却額と解約予告期間は、契約による。しかし、償却が地代権利者の提案でなされた場合、地代権利者は、地代の二五倍以上の償却金を要求してはならない。

土地台帳への地代の記載には、償却可能性の除外についての取り決め、および、償却額と解約予告期間の確定について土地台帳に記載されなければならない。これがなされない場合、第三者が、土地にかかる地代に対して、義務を負うものによって六か月の解約通告ののち二〇倍の額で償却されるものとする。

二b 作物での定額の譲渡は定額の地代と同様なものとみなす。それは一八五〇年三月二日の償却法の第二〇条から第二五条の適用の下、年間で産出された市場価格により換算される。

二c 地代に対する地代農地の所有者への農地の売却の際、契約に基づいて、土地の分割やその一部の譲渡の許可が地代権利者の同意を必要とする事例において、分割や譲渡が共同体の利益に望ましい場合、同意が拒否された時には、紛争処理当局の司法的な決定により補足される。

二d 地代農場の取得者が既存のもしくはそこに作られる建築部の建築状況の維持、その地の一定の農業的動産の保持、もしくは、他の手段によって、移譲された農地の経済的自立性を継続的に確

保するという義務を契約で負う場合、義務を負うものは、紛争処理当局の司法的な決定により、主たる共同体的利害が農地の経済的自立性の維持に反している場合、義務から解放される。

二e 二c第五条における地代権利者の同意が補足される場合、もしくは、二dにおける義務の解放が約束された場合、地代権利者は、契約で特別なことが決められていない場合、二五倍の額の金地代の償却を要求できる。

委員会案は、第二条に大幅な追加がなされた。その内容は、ドイツ人植民者に土地を取得させる方法、つまり「地代農地」についてであった。そのため、第二読会では、この法案の原理を示した第一条だけでなく、第二条が大きな争点となることとなる。

四一 第二読会における第一条をめぐる議論

第二回読会では、四月一日と二日に行われた。第二読会では、法案の全体的な妥当性に関してではなく、個別の条文についての検討が行われた。

四月一日は第一条の検討から始まった。第一条に関する演説者リストには反対二二人、賛成一一人が登録された。⁽⁴⁶⁾党派別内訳は、反対は、中央党一人、ポーランド議員団三人、自由思想家党五人、保守党二人、ヴェルフ党一人であり、賛成は、保守党四人、自由保守党五人、国民自由党二人であった。実際に演説を行ったのは、反対はフエネ(Z)、

ディリクレ (Dirichlet)、カンタク (P) の三人、賛成はラウフハウプト (K)、ヴェーア (FK)、ザットラー (NL) の三人の計六人であった。

まず、反対派の演説を確認する。

議論の最初に委員会のメンバーでもあった中央党のフエネが反対の演説を行った。フエネは、ポーランド的要素の拡大についての資料を提示することを委員会で要求したことを明らかにし、「ポーランド的要素の拡大」という論拠が「法律全体的前提条件」となっており、これが特に「成功」していないならば、この法律は「過剰」であるとし、「ナショナルなファナティズムがこの決定の基礎となってはならない」と訴えた。

また、第一条については、「地代農地」について触れているが、第一条は不可解であると批判し、さらに、一億マルクの資金で購入できる土地について、挙がっている九一万四〇〇〇ヘクタールはポーランド人の所有地なのか、一億マルクで十分なのかについて検討されていないと批判した。⁽⁴⁸⁾

自由思想家党のディリクレ (Dirichlet) も一億マルクの妥当性について疑義を呈した。また、ポーランド人とカトリックを同一視する発言に対して、「ポーランド人のすべてがカトリックであったとしても、カトリック全てがポーランド人ということではない」と批判した。地代農地については、一八五〇年に廃止された永小作 (Erbpacht) の悪い側面がこの制度に見られる。永小作権には、お上と臣民の双務性があつたが、地代農地ではこの双務性が「もはや自明ではない」。「上級所有者と下級所有者に分割された所有地という制度は、地代農地という名の下、国民

自由党の立法的賢明さによって、再びわれわれの権利生活に導入された」と地代農地制度の問題をとらえた。⁽⁴⁹⁾

ポーランド議員団に属するカンタクは、ポーゼン州における一八二二年、一八三七年、一八七五年、一八八八年の数字でカトリックとプロテスタントを比べた場合、プロテスタントがほぼ倍になっており、カトリックよりも増加率は高いことを示し、「ポーランド的要素の拡大」という主張の薄弱さを明らかにした。そして、「教会とナショナルティはわれわれの聖域であり、諸君がそれを抑圧すればするほど神聖になる」と訴えた。⁽⁵⁰⁾

第一条に賛成する演説では、ラウフハウプトが、フエネの指摘に対して、ポーゼン州、ヴェストプロイセン州における人口の増加が、ドイツ人とポーランド人ではポーランド人の方が多いことを示し、ポーランド人の脅威を示そうとした。⁽⁵¹⁾ ヴェーアおよびザットラー (Smoller) は一億マルクの妥当性を示そうとした。⁽⁵²⁾

ザットラーののち議論終了の動議が承認された。⁽⁵⁴⁾ その後、ポーランド的要素が拡大していることを示す資料の開示を要求するフエネの提案への点呼投票が行われ、三四六票のうち賛成一二八、反対二一八で否決された。そして、委員会案への投票が行われ、多数で承認された。⁽⁵⁵⁾

四三 第二読会における第二条をめぐる議論

第二条以下をめぐる討論は、四月二日に行われた。特に第二条は大幅に追加があり、二aから二eまでの五つの文が加えられており、そのほ

とんどが「地代農地」に関わるものであった。第二条の議論は、追加分も含めた議論であったため、議論は、地代農地の評価が最大の争点であった。リストには反対二人、賛成七人が登録された。⁽⁵⁶⁾党派別内訳は、反対は、反対は、中央党六人、自由思想家党五人、保守党一人であり、賛成は、保守党四人、自由保守党一人、国民自由党二人であった。

発言者は、反対がフエネ (Z)、マイヤー (K)、ディリクレ (DFP)、賛成はエネクツエールス (NL)、ヴォルフ (K)、エルファ・ヴェルンブルク (K) ⁽⁵⁸⁾ であった。以下では、フエネとエネクツエールスの演説をとりあげる。

フエネは、第一条の討論の際に、地代農地をすでに問題視していたが、この演説で、地代農地という制度が「中小所有を増大・維持させる」という意図に由来するものと思われる⁽⁵⁹⁾が、「地代の償却可能性を完全に除外している」、「地代がいかに高くなるかということを理解していない」ということが検討されていない」と地代農地制度の問題を批判した。地代農地が実際に導入された場合、「法で意図されているような扶助」が常に行われることになり、政府の支出が増加し続ける。そのため、「地代農地は償却できる地代でのみ」可能なものでしかないとした。そして、「このような政治的な例外法に妥協してはならない」と訴えた。⁽⁶⁰⁾

これに対して、エネクツエールスが反論した。まず、定期小作 (Zeitpacht) について触れ、定期小作の労働力は自由であるが、農民は小作を好まない。なぜならば、土地を取得できないためである。永小作についてはもはや存在しない。エネクツエールスは、永小作は「封建的遺

物」と結びついているのに対し、地代小作を「自由主義的制度」と考えている。エネクツエールスによれば、地代小作には契約があるが、永小作には特別な契約もなく保証もない。これに対し、「定期小作と土地取得の長所を結び付けたのが地代農地である」。「農民層の拡大は国家の維持に必要であり、同時に、真の意味でリベラルである。なぜならば、それは、政治的・経済的に自律した農村住民を創出するためである」。それによって、「ローマを破壊した (latifundia perdere Romam)」ラティフンディア」の形成を妨げることができる。地代農地は、農民植民導入のための「最も安全な手段」なのであると主張した。⁽⁶¹⁾

エルファ・ヴェルンブルクの演説のうち、終了の動議が承認された。投票が行われ、委員会案が賛成多数となった。⁽⁶²⁾続いて第三条以降の議論も行われ、委員会案がそれぞれ承認され、第二読会は終了した。

第二条をめぐる議論で明らかになったのは、大土地所有分割、自律的農民層の形成、土地の資本主義的諸関係への組み込みが、「リベラル」であるという自由主義者たちの価値観である。この価値観の制度的表現が地代農地制度であった。地代農地制度を植民法に組み込まれることで、植民法は反ポーランド的性格と「リベラル」な制度という二つの側面を刻み込まれることになったといえるだろう。

四一四 第三読会と植民法成立

第二読会の結果を受けて、四月二日付で法案が最終的にまとめられ、⁽⁶³⁾四月六日と七日に第三読会が行われた。

全体に関する討論で発言したのは、反対の立場でマイヤー (K)⁽⁶⁴⁾、ヴィントホルスト (Z)⁽⁶⁵⁾、フィルヒョウ (Virchow) (DFsP)⁽⁶⁶⁾、ヘーネル (DFsP)⁽⁶⁷⁾の延べ五人 (ヴィントホルストが二回)、賛成の立場でケンネマン (FK)⁽⁶⁸⁾、ティーデマン (v. Tiedemann) (FK)⁽⁶⁹⁾、ハーゲンス (Hagens) (NL)⁽⁷⁰⁾、エネクツェールス、クレマー (Cramer (Telow)) (K)⁽⁷¹⁾の五人であった。反対派・賛成派の演説双方ともに従来の主張が繰り返された。

反対派は、この法に価値がないこと、この法がビスマルクの政治的需要に過ぎないこと (ヘーネル)、人間性と公正さに悖ること (フィルヒョウ)、ポーランド人だけでなくカトリックが全体を標的としていること (ヴィントホルスト) と主張した。これに対し、賛成派は、ポーランド人の西方への大量移住や一七七二年の国境でのポーランド独立の野望に対抗し、国家の安全を守るためのこの法の重要性 (エネクツェールス)、権利の侵害や法律・憲法違反にはあたらないこと (ハーゲンス) などを強調した。

個別の条文についての討論での発言はなく、その後点呼投票で法案への最終的な票決が行われた。票決の結果、賛成二二四票、反対一二八票で、この法案は最終的に採決された。⁽⁷²⁾追加された二aから二eの条文は、それぞれ第三条から第七条として植民法を構成することとなった。

おわりに

以上、プロイセン下院における植民法成立をめぐる議論を確認してきた。

議論全体を通して、植民法に頑強に抵抗したのは、中央党とポーランド議員団であった。特に、議員数の関係から、中央党が反対の中心となったのが、植民法をめぐる議論の特徴であった。それは、植民法が、ヴェストプロイセン州とポーゼン州のポーランド系大土地所有者のみが狙い打たれる「例外法」的性格を持っており、人権・公平性の観点から問題があるということを主要な論点としている。この主張は、中央党にとっては、この「例外法」の対象がカトリック教徒となりうる可能性もあったことから生じていると考えられる。

しかし、植民法の成立に関しては、保守党・自由保守党・国民自由党が支持することを表明していたため、実質的に事前に確定していた。

「序」で述べたように、プロイセン植民法は、「ポーランド政策」の一環、および、「地代農地」制度導入による農業政策という二つの性格を持つていた。

植民法制定過程に則して確認すると、まず政府案として示されたのは、第一の反ポーランド的な「ポーランド政策」という側面であった。これが、政府の主要な目的であったといえるだろう。第一読会の農林相、法案支持派の議論において、ドイツ人植民者の土地取得の容易化について触れられていたが、その方策が具体的になるのは、委員会法案であった。委員会法案で示された地代農地制度は、「自立した農民」を創出するために、地代を年賦で支払うことで所有を容易にするという制度であった。エネクツェールスら国民自由党の自由主義者が積極的に地代農地制度設立を求めたのは、この制度が自立した農民を作る、土地を資

本主義的諸關係に組み込むという二重の意味で「自由主義的」だったためである。植民法は、下院における議論の段階で、キメラ的性格を付与されたといえるだろう。

この二つの側面は、この後それぞれ別個に展開していくこととなる。地代農地制度は、一八九〇年六月二七日の「地代農地法」⁷⁴⁾と一八九一年七月七日の「地代農地設立促進法」⁷⁵⁾によって適用可能地域が拡大することとなる。

植民法の反ポーランド的目的是、ヘーネルら反対派が指摘していたように、順調には達成できなかった。そのため、一八九八年と一九〇二年には土地取得のための資金が三億三〇〇〇万マルクまで増額された。⁷⁶⁾土地取得は一九〇四年の「新植民法」⁷⁷⁾により容易化され、一九〇八年には「土地収用法」⁷⁸⁾により土地の強制収用も可能にされた。しかし、これらにもかかわらず、植民法の反ポーランド的性格の側面は、ポーランド人の抵抗などにより、期待した効果を得られることはなかった。植民法の実施とその後の法律的過程については別稿を期したい。

注

- (1) 植民法の反ポーランド的性格を強調する著作は、ナシヨナリズムを／＼的に扱う政治史的著作である。代表的なものは、Joachim Mai, *Die preussisch-deutsche Polenpolitik, 1885/87: eine Studie zur Herausbildung des Imperialismus in Deutschland* (Berlin, 1962) / Martin Broszat, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik* (Frankfurt am Main, 1972) / Richard Blanke, *Prussian Poland in the German Empire (1871-1900)* (Boulder, 1981) / 伊藤定良『ドイツの長き一九世紀

ードイツ人・ポーランド人・ユダヤ人』(青木書店、二〇〇二年)などの著作が挙げられる。農業政策的観点の研究は、土地制度史、耕地分割、内国植民地という問題群へとつながっていく。日本における早い時期の研究としては、藤瀬浩司「近代ドイツ農業の形成ーいわゆる『プロシヤ型』」進化の歴史的検証」(御茶ノ水書房、一九六七年、改裝版、一九七七年)。長井は、地域政策を社会政策学会の動向と合わせながら論じている。また、ボンメルン州における内国植民の事例を紹介している。長井栄二「大不況」期プロイセンにおける農村地域政策論の形成(一)(二)『秋田工業高等専門学校研究紀要』四一号(二〇〇六年二月)、四二号(二〇〇七年二月) / 長井栄二「第一次大戦前ボンメルンの植民組合と土地会社(一)(二)(三)ー第二期制期プロイセン内地植民政策の事業主体をめぐる史料と諸問題」『秋田工業高等専門学校研究紀要』四九号(二〇一四年二月)、五〇号(二〇一五年二月)、五一号(二〇一六年二月)。また、足立は農業構造政策の嚆矢として植民法を位置付ける。足立芳宏「静かな」農業・農村革命ー戦後西ドイツ農業史研究の新動向から」『京都大学生物資源経済研究』二二号(二〇一六年三月)。

- (2) 大内宏「ドイツ自由主義と一八八五―八六年の対ポーランド人政策」『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第四分冊』五三号(二〇〇八年二月)(後に、『ビスマルク時代のドイツ自由主義』(彩流社、二〇一四年)に所収)。

- (3) *Gesetzsammlung für die Königlichen Preussischen Staaten* (以下 GS と略) 1886, S. 131-134.

- (4) 伊藤、一三二―一三六頁参照。

- (5) Helmut Neubach, *Die Ausweisungen von Polenpolitikolen und Juden aus Preussen 1885/86: ein Beitrag zu Bismarcks Polenpolitik und zur Geschichte des deutsch-polnischen Verhältnisses* (Wiesbaden, 1967).

- (6) *Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages*, VI.

Legislaturperiode. II. Session 1885/1886 (以下『SIB Reichstag 1885/1886』と略), Bd.4, Aktenstück Nr.25, S.92.

(7) 『SIB Reichstag 1885/1886, Bd.1, S.130-133.

(8) 提案は以下の通り。リープクネヒト (Liebknecht) 社会民主党) 提案 (SIB Reichstag 1885/1886, Bd.4, Aktenstück Nr.46, S.139)。¹⁾ 十一月十六日付ヤン・フスキ提案 (Nr.72, S.254)。²⁾ 一八八六年一月八日付アウスフェルト (Ausfeld) (ドイーン自由思想家党) 決議案 (Nr.76, S.419)。³⁾ ヴェイントホルストによる Nr.76 への追加提案 (Nr.85, S.506)。

(9) 『SIB Reichstag 1885/1886, Bd.1, S.525-553, S.555-597.

(10) 採決は『SIB Reichstag 1885/1886, Bd.1, S.596-597.

(11) Bernhard Mann (bearb.), *Biographisches Handbuch für das preussische Abgeordnetenhaus, 1867-1918* (Düsseldorf, 1988), S.15, Tab.1

(12) Thomas Kühne, *Dreiklassenwahlrecht und Wahlkultur in Preussen, 1867-1914: Landtagswahlen zwischen korporativer Tradition und politischem Massenmarkt* (Düsseldorf: Droste, 1994), Tabelle 17, S.262-263. なお、Thomas Kühne, *Handbuch der Wahlen zum Preussischen Abgeordnetenhaus, 1867-1918: Wahlergebnisse, Wahlbindnisse und Wahlkandidaten* (Düsseldorf: Droste, 1994), S.55¹⁾ は、中央党九八人、地域政党 (ポーランド議員団、デンマーク党、ヴェルフ党など) を二〇人としてゐる。

(13) *Stenographische Berichte über die Verhandlungen der durch die Allerhöchste Verordnung vom 4. Januar 1886 einberufenen beiden Häuser des Landtags. Haus der Abgeordneten* (以下『SIB 1886』と略), Bd.1, S.3.

(14) それぞれ以下の通り。②種痘医法 (四月一日) (vgl. Mai, S.136-137)。³⁾ 補習学校助成法 (五月四日) (GS 1886, S.143)。⁴⁾ 欠席児童処罰法 (五月六日) (GS 1886, S.144)。⁵⁾ 公立民衆学校教師任用法 (七月一五日) (GS 1886, S.185-186).

プロイセン植民法 (一八八六年) の制定過程

(15) *Anlagen zu den Stenographischen Berichten über die Verhandlungen des Hauses der Abgeordneten während der 1. Session der 16 Legislatur=Periode. 1886* (以下『

Anlagen zu SIB 1886』と略), Bd.2, Aktenstück Nr.22, S.914.

(16) 大内、二二頁 (『ビスマルク時代のドイーン自由主義』一九四頁)。

(17) *Anlagen zu SIB 1886, Bd.2, Aktenstück Nr.27, Nr.28, S.941.*

(18) *Anlagen zu SIB 1886, Bd.2, Aktenstück Nr.31, S.942.*

(19) 『SIB 1886, Bd.1, S.159-276.

(20) *Neueste Mitteilungen*, 30. Januar 1886 以下に既に「ポーランド討論」の記事がある。

(21) 『SIB 1886, Bd.1, S.274-276.

(22) 『SIB 1886, Bd.1, S.213-216.

(23) *Anlagen zu SIB 1886, Bd.2, Aktenstück Nr.45, S.979-980.*

(24) *Anlagen zu SIB 1886, Bd.2, Aktenstück Nr.45, S.980.*

(25) 『SIB 1886, Bd.2, S.686-690.

(26) 『SIB 1886, Bd.2, S.690. 演説者リストは以下の通り。翻案反対は、ヴィエジビンスキ (P) フエネ (Freiherr v. Huene) (N) オストロヴィッチ (Ostrowicz) (A) ショルレー＝アルスト (Dr. Freiherr v. Schorlemer=Alst) (N) スタンプフスキ (v. Stablewski) (P) ヴェイントホルスト (N) マグジンスキ (Magdziński) (A) ポルシュ (Porsch) (N) ヴーネル (Hänel) (DFsp) ヤジニェフスキ (P) ゲルラン (v. Gerlach(Garbelegen)) (K) ロジヤンスキ (Rozanski) (A) シュトロムビツク (v. Strombeck) (N) ユイスマン (v. Lyskowski) (P) カンタク (Kantak) (P) フィルヒフ (Virmich) (N) ベーヤー (v. Meyer(Arnsvalde)) (K) リッケルト (Rickert) (DFsp) ラッセン (Lassen) (Däne) フィルヒョウ (Virchow) (DFsp) の二〇人。法案賛成は、ベンダ (v. Benda) (N) ヘルツ (v. Holtz) (K) トレスコウ (v. Treskow)

(K) 'ヴェーナ (Wehr(Deutsch=Crone)) (FK) シュライナー (Schneider) (K) 'ケンネマン (Kenne mann) (FK) 'ラウフハウプト (v. Rauchhaupt) (K) 'クアスト (v. Quast) (K) 'ティーデマン (v. Tiedemann(Bomst)) (FK) 'ホープレヒト (Hobrecht) (NL) 'ギットラー (Sattler) (NL) 'マイネルン (v. Eynem) (NL) 'シュヴェリーニ＝プッツァー (Graf v. Schwerin=Putzar) (K) 'ハーゲンス (Hagens) (NL) 'ナートルプ (Natorp) (NL) 'シュミーディンタ (Schmieding) (NL) 'イエッケル (Jaekkel) (FK) 'ゼーア (Seer) (NL) 'ヴェッセル (Wessel) (FK) の一九人。

- (27) *SiB* 1886, Bd. 2, S.744-745.
- (28) *SiB* 1886, Bd. 2, S.683-686.
- (29) *SiB* 1886, Bd. 2, S.698-701.
- (30) *SiB* 1886, Bd. 2, S.719-724.
- (31) *SiB* 1886, Bd. 2, S.691-696.
- (32) *SiB* 1886, Bd. 2, S.705-711.
- (33) *SiB* 1886, Bd. 2, S.727-730.
- (34) *SiB* 1886, Bd. 2, S.734-740.
- (35) *SiB* 1886, Bd. 2, S.730-734.
- (36) *SiB* 1886, Bd. 2, S.741-744.
- (37) *SiB* 1886, Bd. 2, S.701-705.
- (38) *SiB* 1886, Bd. 2, S.696-698.
- (39) *SiB* 1886, Bd. 2, S.690-691.
- (40) *SiB* 1886, Bd. 2, S.715-719.
- (41) *SiB* 1886, Bd. 2, S.724-727.
- (42) *SiB* 1886, Bd. 2, S.746.
- (43) *Anlagen zu SiB* 1886, Bd. 3, Aktenstück 125, S.1296-1322.

(44) 委員長ラウフハウプト (K) '報告者ハーゲンス (NL) 'ボーツ (Bohtz) (K) 'コルマー＝マイエンブルク (v. Colmar=Meyenburg) (K) 'デロフ (Deloch) (Z) 'ディリクテ (Dirichlet) (DFsp) 'エネクツェールス (NL) 'エルファ＝ヴェルンブルク (Freiherr v. Erffa=Wernburg) (K) 'ホルツ (K) 'フエネ (Z) 'イエッケル (FK) 'ゼーア (NL) 'ジーマン (Simon (Fraustadt) (DFsp) 'シュベルリッヒ (Sperlich) (Z) 'シュムラ (Szumula) (Z) 'タニッシュ (Thansich) (Z) 'ティーデマン (FK) 'ヴェーバー (Weber (Halberstadt) (NL) 'ヴェーア (FK) 'ヴォルフ (Wolf) (K) 'ツੀーテン (Graf v. Zieten) (Z) の二人。その他に、首相府から枢密上級政務官テッパ＝ラスキ (v. Tupper=Laski) '内務省から枢密上級政務官ハーゼ (Haase) '農林相から国家秘書官・枢密政務官マレアルト (Mareard) '枢密上級政務官シュテルネベルク (Sternberg) '政務官ベルツァー (Peltzer) '法務省から枢密上級法務官エクアインス (Eccins) '財務省から枢密上級財務官リュドルフ (Rudorff) '枢密財務官レーネルト (Lehnert) が参加した。また、委員会の最初と最後の会合には、農林相ルツィウスが陪席した。*Anlagen zu SiB* 1886, Bd. 3, Aktenstück 125, S.1297, S. 1322.

- (45) *Anlagen zu SiB* 1886, Bd. 3, Aktenstück 125, S.1296-1299.
- (46) *SiB* 1886, Bd. 3, S.1586-1587. 反対は、フエネ (Z) 'ディリクテ (DFsp) 'カンタク (P) 'フランケ (Franke(Glanz) (Z) 'アハト (v. d. Ach) (Z) 'マイス (Maib) (Z) 'ブリューエル (Brüel) (Z) 'モスラー (Mosler) (Z) 'ビュンテン (Büchteman) (DFsp) 'ダリシチンスキ (v. Glizczyński(Pleß) (Z) 'シュトッッフヴァイツ (Graf Strachwitz) (Z) 'コルナン＝ヒンツ (Goldschmidt) (DFsp) 'シュテファヌス (Stephanus(Linden)) (ヴェルフ党 Welfe) 'クルニヒ (Gornig) (Z) 'ネルス (Nels) (Z) 'マイヤー (K) 'レック (v. d. Reck) (K) 'ヤーニツ (Seelig) (DFsp) 'ザイファルト (Seifarth(Liegnitz)) (DFsp) 'シモー

ブン (Szuman) (P) 、スタブレフスキ (P) 、ヴァイントホルスト (Z) の二人。
賛成は、ラウフハウプト (K) 、ヴェーア (FK) 、ザットラー (NL) 、ヴォ
ルフ (K) 、ツェドリッツ (Freiherr v. Zedlitz) (FK) 、イエツケル (FK) 、ティー
デマン (FK) 、ゼーア (NL) 、ホルツ (K) 、エルファッヴェルンブルク (K) 、
ケムネン (FK) の一人。

- (47) *Anlagen zu StB* 1886, Bd. 3, Aktenstück 138, S.1402.
- (48) *StB* 1886, Bd. 3, S.1583-1586.
- (49) *StB* 1886, Bd. 3, S.1588-1593.
- (50) *StB* 1886, Bd. 3, S.1595-1604.
- (51) *StB* 1886, Bd. 3, S.1587-1588.
- (52) *StB* 1886, Bd. 3, S.1593-1595.
- (53) *StB* 1886, Bd. 3, S.1607-1610.
- (54) *StB* 1886, Bd. 3, S.1610.
- (55) *StB* 1886, Bd. 3, S.1613-1615.
- (56) *StB* 1886, Bd. 3, S.1621. 反対は、フエネ (Z) 、マイヤー (K) 、ディリクレ
(DFSP) 、ナヴァリナ (Czwalina) (DFSP) 、ボルシユ (Z) 、ヴァイントホルスト
(Z) 、ボルフテン (DFSP) 、レトハ (Letocha) (Z) 、トレレーガー (Traeger)
(DFSP) 、シュペルリッヒ (Z) 、ゼーリヒ (DFSP) 、フランケ (Z) の二人。
賛成は、エネクツエールス (NL) 、ヴォルフ (K) 、ザットラー (NL) 、ビスマ
ルク (v. Bismarck(Platow)) (K) 、ハルトマン (Hartmann(Lubben)) (K) 、エル
ファッヴェルンブルク (K) 、ティーデマン (FK) の七人。
- (57) *StB* 1886, Bd. 3, S.1626-1627.
- (58) *StB* 1886, Bd. 3, S.1633-1636.
- (59) *StB* 1886, Bd. 3, S.1617-1619.
- (60) *StB* 1886, Bd. 3, S.1621-1624.

プロイセン植民法 (一八八六年) の制定過程

- (61) *StB* 1886, Bd. 3, S.1636.
- (62) *StB* 1886, Bd. 3, S.1638.
- (63) *Anlagen zu StB* 1886, Bd. 3, Aktenstück 146, S.1411-1414.
- (64) *StB* 1886, Bd. 3, S.1707-1709.
- (65) *StB* 1886, Bd. 3, S.1713-1716, S.1733-1734.
- (66) *StB* 1886, Bd. 3, S.1718-1725.
- (67) *StB* 1886, Bd. 3, S.1727-1730.
- (68) *StB* 1886, Bd. 3, S.1709-1711.
- (69) *StB* 1886, Bd. 3, S.1716-1718.
- (70) *StB* 1886, Bd. 3, S.1725-1727.
- (71) *StB* 1886, Bd. 3, S.1730-1733.
- (72) *StB* 1886, Bd. 3, S.1713-1716, S.1734-1738.
- (73) *StB* 1886, Bd. 3, S.1740-1742.
- (74) *GS* 1890, S.209-210.
- (75) *GS* 1891, S.279-284.
- (76) *GS* 1898, S.63. *GS* 1902, S.234.
- (77) *GS* 1904, S.227-234.
- (78) *Preußische Gesetzssammlung* 1908, S.29-34.